

自 令和 5 年 3 月 3 日

至 令和 5 年 3 月 1 7 日

第 1 回 和木町議会定例会

令和5年第1回和木町議会定例会

（令和 5 年 3 月 3 日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1 号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 2 号

令和4年度和木町一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について

3. 議案第 1 号

令和4年度和木町一般会計補正予算（第7号）

4. 議案第 2 号

令和4年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

5. 議案第 3 号

令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

6. 議案第 4 号

令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

7. 議案第 5 号

令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）

8. 議案第 6 号

令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

9. 議案第 7 号

和木町個人情報保護法施行条例

10. 議案第 8 号

和木町情報公開・個人情報保護審査会条例

1 1. 議案第 9 号

和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 2. 議案第 1 0 号

和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

1 3. 議案第 1 1 号

和木町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

1 4. 議案第 1 2 号

和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 5. 議案第 1 3 号

和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 6. 議案第 1 4 号

和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 7. 議案第 1 5 号

和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 8. 議案第 1 6 号

和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

1 9. 議案第 1 7 号

和木町簡易水道条例の一部を改正する条例

2 0. 議案第 1 8 号

和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて

2 1. 議案第 1 9 号

令和5年度和木町一般会計予算

2 2. 議案第 2 0 号

令和5年度和木町国民健康保険特別会計予算

23. 議案第21号

令和5年度和木町簡易水道事業特別会計予算

24. 議案第22号

令和5年度和木町公共下水道事業特別会計予算

25. 議案第23号

令和5年度和木町介護保険特別会計予算

26. 議案第24号

令和5年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

27. 議案第25号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

28. 議案第26号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

29. 発議第 1号

和木町議会の個人情報保護に関する条例

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	中 村 充 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	灰 岡 裕 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	松 井 敏 浩	
住民サービス課長	鳥 枝 靖	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	坂 本 啓 三	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	森 本 康 正	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	松 島 久 子

令和5年第1回（3月）定例会

開 会 9時 00分

議 長 和木町広報係及び中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可
願い出ておりますのでこれを許可いたします。

また携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願い
いたします。

議 長 ただいまから、令和5年第1回和木町議会定例会を開会しま
す。

これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に
より、3番議員 嘉屋富公君、5番議員 上田丈二君を指名し
ます。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。

2月2日～3日、東京で全国市議会議長会基地協議会総会が
開催され私が出席しました。

2月17日、山口県町議会議長会定例会に私が出席しまし
た。

その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布して
おりますのでご了承願います。

議 長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催され
ましたので、その結果を委員長から報告願います。

議会運営委員会委員長 栗本詠子君。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

町長から3月3日に議会が招集されたことに伴い、2月24

令和5年第1回(3月)定例会

日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております案件は、報告2件、議案26件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第2号、議案第1号から議案第26号の議案説明と質疑を行い、報告第2号につきましては、討論、採決まで本日初日に行うことといたします。

3月7日に一般質問、最終日を3月17日とし、討論、採決を行うことといたします。

なお、議案第19号から議案第24号、令和5年度予算案につきましては、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、内容を審査することといたしました。

よって、本定例会の会期を本日3月3日から3月17日までの15日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 栗本詠子

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月17日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間とすることに決定いたしました。

議 長

日程第4 行政報告について
町長の説明を求めます。米本町長。

米 本 町 長

おはようございます。
本日は7件の事柄について行政報告をさせていただきます。
まずは、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症については、対策に着手して早3年が経過をいたしました。感染力、伝播力が強い、オミクロン株への置き換えが進んだ昨年夏の第7波は、全国に爆発的な感染拡大をもたらしました。9月26日から、国において全数把握を求めないことが決定され、陽性者の登録方法が変わり、市町単位での発生数が公表されなくなったため、町内の感染状況を把握できなくなりましたが、多くの町民の方々が感染による影響を受けたと思います。

新規感染者数は9月以降、減少傾向にありましたが、12月に入ると増加し、第8波の到来を認めました。

医療機関が休診となる年末年始は、圏域内の休日診療所である岩国市医師会病院の負担軽減を図るため、保健相談センターに職員が待機し、軽症者からのお問い合わせに応じて、抗原検査キットの配布を11人の方に行いました。

年末年始を挟んでの第8波は、県全体で過去最多である、1月5日の5,097人をピークに、減少傾向に転じました。

1月5日にピークを迎えた要因といたしましては、年末年始の移動、医療機関の休診等が考えられます。

感染状況や専門家の意見を踏まえ、国として感染症法上の位置づけの見直しが行われ、この感染症と共存し、通常の経済活動や生活を取り戻す方針が示されました。町といたしましても、国の新たな方針を基本とする対策へ移行できるよう、情報収集に努めてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての報告といたします。

次に、新型コロナワクチン接種事業についてでございます。

新型コロナワクチン接種事業は、オミクロン株対応二価ワクチンの年内接種を目標に、9月26日から12月21日まで、保健相談センターで集団接種を行いました。接種希望者が減少した1月以降も、集団接種の日を減らして対応しています。オミクロン株対応二価ワクチンの1月末までの接種者数は、集団接種2,836人、その他328人、合計3,164人、接種率は52.7%でございました。

なお、国は感染症法上の位置づけを変更した後も、特例臨時接種として全額国費で接種する方針を打ち出しており、現在、3月末までとしている接種期間が延長されます。町といたしましても、引き続き、接種体制の確保に努めてまいります。

以上、新型コロナワクチン接種事業についての報告といたします。

3番目として住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業についてでございます。

この事業は、令和4年度に住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となった世帯に対して、1世帯当たり5万円を支給するものです。

支給対象世帯542世帯に対し、支給済みの世帯は524世帯。そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となって支給した世帯は4世帯となっております。

財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

以上、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業についての報告といたします。

次に、和木町高齢者生活支援給付事業についてでございます。

この事業は、コロナ禍における物価等の高騰に伴う生活の支援として、和木町内に在住する高齢者に対し、一人8,000円を支給するものです。

支給対象者は、令和5年2月1日現在において、町の住民基

令和5年第1回（3月）定例会

本台帳に登録されている、昭和23年1月31日以前に生まれた方で、900人に支給いたします。

こちらの事業も財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

以上、和木町高齢者生活支援給付事業についての報告とさせていただきます。

5番目として、住民サービス向上を目的として、10月から試験的に実施しております、休日の粗大ごみ直接搬入の受付状況についてご報告申し上げます。

今年度の休日受付開設日は、10月15日、12月17日、2月18日のいずれも第3土曜日で、受付時間は13時から16時、受付場所は住民サービス課窓口で実施いたしました。

利用者につきましては、10月は6名、12月は6名、2月は5名の方が利用されており、平日になかなか時間のとれない方の一助になっているのではと感じているところでございます。令和5年度も町民ニーズを把握するため、引き続き、試験的に8月を除く偶数月の第3土曜日に実施をいたします。

開設日等につきましては、広報わきや町ホームページ、ケーブルテレビ和木チャンネルで周知を行い、利用促進を図っていきます。事前の申し込みは必要ございませんので、ぜひ、利用いただけたらと思います。

以上、休日の粗大ごみ直接搬入の受付状況についての報告とさせていただきます。

次に、和木町二十歳のつどいについてでございます。

1月8日、文化会館で「和木町二十歳のつどい」を開催いたしました。民法の改正により成人年齢が18歳とされたため、今回が名称を改めて初めての開催であるとともに、3年ぶりに1月に開催することができました。

出席対象者は、今年度20歳となる和木町に住民票がある方、和木小学校、和木中学校を卒業された方で、全75名、そのうち参加者は54名でございました。

小学校、中学校時代の恩師もお招きし、和木町の未来を担う若者の出発を心からお祝いをいたしました。私からも祝辞の中

で「町制施行50周年を迎える和木町の今後を守り続けてもらいたい。」と新成人を激励させていただきました。

また、新成人代表の方のあいさつは、家族や地域の皆さまへの感謝の言葉、これからの抱負をお礼の言葉として述べられ、新成人のみなさんが「ふるさと和木町」の発展の担い手として成長を感じることのできる、そして今後の活躍が期待される二十歳のつどいとなりました。

以上、和木町二十歳のつどいについての報告といたします。

最後に、日米交流事業についてでございますが、1月7日、和木小学校において「和木町新春日米交流書初め会」が、コロナ禍による2年間の中止を経て、3年ぶりに開催されました。

大竹高校の生徒による書道パフォーマンスが行われた後、岩国基地の子どもたちと和木町の子どもたちが一緒に筆をとり、思い思いの文字をのびのびと書き上げました。書初め終了後、子どもたちは、羽根つき、凧揚げなどの遊びを通じて交流を深めたところでございます。

なお、当日書いた作品は後日、文化会館ホワイエで展示を行いました。

また、2月4日には、岩国市民文化会館で、IWAKUNI日米交流合同コンサートが対面開催としては、3年ぶりに開催をされました。和木町からは、こども園の年長組63名が参加し、オープニングでは元気いっぱいの歌声で会場を盛り上げました。

コロナ対策をとりながら開催されるイベントがずいぶん増えてまいりました。

町が関連する各種イベントにつきましても、コロナ対策をしっかりとしながら、以前のように開催ができるよう努力し、イベントの開催を楽しみにされている町民の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

以上、日米交流事業についての報告とさせていただきます。

以上で本日7件の行政報告とさせていただきます。

令和5年第1回(3月)定例会

議	長	日程第5 報告第1号 例月現金出納検査の結果について 監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金 出納検査の結果の報告がありましたのでご了承願います。
議	長	日程第6 報告第2号 令和4年度和木町一般会計補正予 算(第6号)に関する専決処分について これを議題とします。 執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		報告第2号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第6号) に関する専決処分についてご説明いたします。 この報告は、依然として続く長期にわたるコロナ禍や、物価 の高騰により生活や暮らしの面で大きく影響を受ける高齢者 に対し、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用 した給付金事業を実施するにあたり、必要な予算措置を行うた め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のと おり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条 第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでござ います。 2ページをお開きください。補正予算の概要といたしまして は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ765万円を追加 し、予算総額を45億4,478万8千円とするものでございま す。 4ページの歳出からご説明いたします。詳細は12ページに なります。款3民生費老人福祉費において、高齢者への生活支 援給付金と事業実施に必要な消耗品を計上しています。 続いて3ページ歳入についてご説明します。款19繰入金7 65万円の増額は、本事業を実施するための財源として財政調 整基金の繰入額を増額したものでございます。 以上で報告第2号の説明を終わります。

議長

報告第2号について、質疑を許します。

なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。

質疑はありませんか。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

それでは質問させていただきます。

まず今回75歳以上と決めた意図はどこにあるのでしょうかお聞きします。

議長

坂本保健福祉課長。

坂本保健
福祉課長

敬老金の支給対象者が75歳ということでそれに沿わしたということでございます。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

今回の支援事業施策はよい施策と思われませんが、なぜ75歳以上の950人の高齢者だけに絞って施策を行ったのか、今回の広報には、コロナ禍物価の高騰に伴い記載されていますが、和木町全ての方が対象と考えます。公平性を考えるともっと広い分野での施策を行えばよかったのではないかと考えますがいかがでしょうか。

例えば、8千円の支援を4千円にすれば、2倍の1,900人の方に支援できます。2千円にすれば3,800人の方に支援できます。65歳から74歳までの方も年金だけで生活されてる方もございます。支援の分野では、施策が行き渡っていないと考えます。今後もいろんな施策を行っていく上で必要と考えますがいかがでしょうか。

議長

田中副町長。

田中副町長

嘉屋議員のご質問にお答えいたします。

まず今回の補正予算、本来でしたら議会の方に提案させていただきまして議決をいただくところでございますが、到底その今その時間がなかったという、時間がないために専決処分をさせていただいているということをまずご理解いただきたいと思います。

要するに、12月議会が終了後に説明がありましたけど、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、こちらの残額が発生するという、それも800万弱ですね、これを3月末までに、流す、流すというか、もう流すのかそれとも活用できるのか、このような判断を迫られたために議会の方に議決をいただく余裕もなく専決処分をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

その中で800万円弱をじゃあどのように活用するか、これ町の内部でいろいろ検討いたしましたけど、方法としてはまず3月末までにそれを活用しなければならないということがございます。使途が狭められておりますので、まあほぼ現金給付というような形を取るしか方法がなかったと、他の活用方法は臨時交付金の、現在の臨時交付金の制度上なかなか活用が困難であったと。例えば商品券を配るとかそのような時間はなかったということでございます。現金を配るしか方法はなかったと。

じゃあ誰に配るのかとなった訳ですけど、物価高で一番影響を受けているであろう高齢者、特に物価が上がっているけど年金は改定されていない、だから高齢者に絞ろう、で高齢者どのようにやろうかと対象者どうしようかと考えた時に、3月末までに支払うためには全て口座が把握できているような方でないとプッシュ型で事務的に困難であると、そのことからさっき申しましたように敬老金支給対象者である75歳以上、この方に今回は絞らせていただいたということでございます。

町の内部でいろいろ検討を行った結果このような対応をとったということでございます。

議

長

米本町長。

米 本 町 長	今、副町長申しましたとおり、庁舎内でいろいろと検討させていただきました。先程嘉屋議員さんの方から申されたように、半分にすれば倍の人に配れる、それ以前に昨年度ですね、プレミアム付商品券というのを販売をしております、どなたでもお買い求めできるような形を作っておりますので、高齢者とかじゃなくても全ての町民が使えるものを一度やって、その後に残金がありますのでそれをどういうふうに活用するかを考えた結果でございますので、十分にいろんな方には行き渡ってる施策をとったつもりでございます。
議 長	嘉屋富公君。
嘉 屋 議 員	最後に1点だけご質問します。 3月末までにこれを専決しなけりゃいけなかったという説明も受けましたけど、以前にですね町民一人あたり10万円という給付がありました。そういったところで台帳は残っていると思うのもう少し幅広い考えは、施策をされたらどうだったかという意見でした。
議 長	質問ではないんですね。答えが要りますか。 答弁が要りますか。
嘉 屋 議 員	いいです。
議 長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）

令和5年第1回（3月）定例会

議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第2号 令和4年度和木町一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第2号は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第7 議案第1号 令和4年度和木町一般会計補正予算（第7号）
議	長	これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		議案第1号 令和4年度和木町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に8,794万6千円を追加し、総額を46億3,273万4千円とするものでございます。 今回の補正予算は、ふるさと納税に係る返礼品や各施設の光熱水費などに必要な経費を計上するとともに、法人町民税や地方交付税・ふるさと納税による寄付金等の増額や新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業の減額など、決算見込みに応じて予算額の調整を行なうものでございます。 それでは、第1表歳入歳出予算補正の3ページ歳出からご説明申し上げます。 費目ごとの詳細は24ページからになります。 款2総務費は、職員給与費1,210万円の減額、財政調整基金積立金2億1,433万6千円の増額、土地開発公社貸付金600万円の減額、ふるさと納税にかかる経費689万7千円の増額その他、各項における決算見込みにより、総務費全体で1億9,212万3千円を増額しています。

29ページからの款3民生費4,477万6千円の減額は、出産祝金60万円の減額、社会福祉協議会補助金86万5千円の増額、敬老金247万8千円の減額、児童手当1,203万円の減額、委託保育556万6千円の減額、こども園職員給与費及び会計年度任用職員報酬等の減額を行うものでございます。

33ページから、款4衛生費2,492万4千円の減額は、未熟児養育医療費50万円の増額、予防接種委託料1,400万円の減額、乳児・妊婦の検診委託料387万1千円の減額、総合健診委託料136万4千円の減額、し尿処理手数料100万円の増額などが主なものです。

36ページからの款7土木費1,556万8千円の減額につきましては、道路整備事業における測量設計委託料112万2千円の減額、装束雨水ポンプ場改修工事負担金1,052万6千円の減額が主なもので、その他は、各項において決算見込みに応じたものでございます。

38ページ、款8消防費は、高潮ハザードマップ作成委託料の事業費確定に伴い、71万5千円の減額を行うものです。

40ページ以降の款9教育費では、わき愛あいフェスティバル補助金410万円の減額、国際交流事業について、1,141万6千円の減額などを行うとともに、物価高・エネルギー高の影響により、小中学校の光熱水費及び給食センターの賄材料費の不足が見込まれるため、それぞれ増額計上し、教育費全体で1,819万4千円の減額としています。

続きまして、1・2ページの歳入についてご説明申し上げます。

詳細は10ページからになります。

10ページ、款1町税1億1,319万4千円の増額は、法人町民税1億1,259万4千円及び軽自動車税60万円の増額を行うものです。

款3利子割交付金124万3千円の減額、款6法人事業税交付金258万4千円の増額、款7地方消費税交付金2,325万3千円の増額、12ページからの款11地方交付税2,768万7千円の増額、款12交通安全対策特別交付金53万5千円の

減額、款14使用料及び手数料184万9千円の減額、これらにつきましてはいずれも決算見込みに応じて調整するものでございます。12ページからの款15国庫支出金2,391万8千円の減額につきましては、児童手当国庫負担金910万5千円の減額、子どものための教育・保育給付交付金543万4千円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金300万円の減額などを行うものでございます。

16ページからの款16県支出金627万円の減額は、児童手当県負担金146万3千円の減額、子どものための教育・保育給付交付金247万5千円の減額が主なもので、その他は、各項におきまして決算見込み額によるものです。

18ページ、款17財産収入は、県道蜂ヶ峯線蜂ヶ峯公園線用地として町有地を売却したことにより、509万2千円を増額しています。

款18寄付金は、本年度のふるさと納税の決算見込みにより1,300万円増額しています。

20ページから繰入金、款19繰入金4,334万6千円の減額は、歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を2,919万1千円減額、健やか安心基金・地域振興事業助成基金・すくすくこども基金の各基金についても事業の決算見込みに応じて減額して、繰入を行うこととしています。款21諸収入620万3千円の減額は、土地開発公社貸付金元金収入について600万円等の減額を行うものなどでございます。

22ページ、款22町債1,350万円の減額につきましては、各事業の入札による減額などに伴い借入額を変更することに伴うものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高につきましては、17億5,984万8千円になる予定でございます。

次に、4ページの第2表 繰越明許費について、ご説明申し上げます。

出産・子育て応援システム導入委託料400万円、認定こども園管理運営事業の園バス置き去り防止システム設置事業55万円、新型コロナワクチン体制確保事業100万円、新型コ

ロワクチン接種事業100万円、装束雨水ポンプ場改修工事負担金2,649万8千円、これらを翌年度に繰り越すものでございます。

最後に、5ページの第3表 地方債補正につきましてご説明申し上げます。

入札による事業費の減額などにより、各事業に係る借入れ限度額について、道路防災対策事業を3,000万円から2,730万円に、河川整備事業を1,110万円から1,090万円に装束雨水ポンプ場改修事業は3,700万円から2,640万円に変更して借り入れるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 ページ33ページ、4款1項2目予防費予防接種事業、予防接種委託料について伺います。

予防接種委託料1,400万円と任意予防接種助成金200万円、計1,600万円の減額補正となっていますが、原因について教えていただきたいと思います。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 ただ今上田議員より予防接種委託料1,400万円、それから任意予防接種助成金マイナス200万円、まず前座の1,400万円につきましては、子どもの出生数、出生数の減少が主な要因でございます。それから200万、これにつきましては、6か月から12歳、13歳のインフルエンザ接種なんですけど、これもコロナ禍の影響かインフルエンザの予防接種希望者が少なかったということで200万の減少となっております。以上でございます。

議 長	よろしいですか。
上 田 議 員	理解いたしました。
議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	もう1件よろしいでしょうか。 歳入について、ページ11、1款1項2目町民税について伺います。 この中で法人税が1億1,259万円の増収になっていますけれども、この増収になった要因について伺いたいと思います。
議 長	松井税務課長。
松 井 税 務 課 長	ただ今の上田議員さんの質問にお答えします。 法人町民税につきまして、1億1,259万4千円こちらの追加ということでございますが、この主な要因は、令和4年9月の議会においてもご説明いたしましたが、その企業の予定納税分の納付をあげたものです。以上です。
議 長	いいですか。 他に質疑はありませんか。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	4ページの繰越明許費について伺います。3民生費の児童福祉費認定こども園管理運営管理事業55万円、金額としては多くないんですが、この内容は12月議会で可決されたこども園の通園バスの安全装置の2台分の内容ではないかと思うんですが、これ繰り越しになってるんですが、いつ頃この通園バスの安全装置は設置できるのでしょうか、見通しを教えてください。

議 長	森本教育委員会事務局長。
森 本 教育委員会 事 務 局 長	園バスの置き去り防止設置を繰り越すことについてですが、機械装置の補助対象器具がですね、公表が遅かったということで全国一斉に取り付けるということでございますので、入荷する時期が今業者に問い合わせても分からないということで、いつ頃ということではお答えすることができません。
議 長	よろしいですか。 灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	それでは令和5年度のいつ頃設置できるかということは、今のところ見通しはたっていないということですね、なるべく早く設置するように努力をしていただきたいと思います。
議 長	答弁いいですか。
議 長	森本局長。
森 本 教育委員会 事 務 局 長	設置業者について、繰り返し問い合わせていきたいと考えておりますので、なるべく早く設置できるようにしていきたいと考えております。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	嘉屋富公君。
嘉 屋 議 員 森 協 議 員	18ページです。 款17土地売却収入の方なんですけど、これをもう少し具体的に詳細を教えてください。
議 長	渡邊企画総務課長。

令和5年第1回（3月）定例会

渡 邊 企 画 総 務 課 長	こちらにつきましては、先程議案説明の時に申し上げましたが、県道蜂ヶ峯公園線の用地買収にかかるもので、町有地8,848㎡を㎡単価600円で売却したものでございます。
議 長	嘉屋富公君。
嘉 屋 議 員	今、8,848㎡と聞きましたけど、大体どの辺からどの辺までのちょっと構想は分からないんですけど、どのような形になるんですかね。
議 長	山下都市建設課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	ただ今のご質問についてですけれども、なかなかちょっと説明し難い部分もあるんですけど、県道蜂ヶ峯線については、さくら遊園地辺りから、さくら遊園地辺りからですね、蜂ヶ峯公園の入り口、アプローチ広場とかより若干下の部分に出来るということですね、その間の山林部分という形のお答えになるんですけど、よろしいでしょうか。
議 長	よろしいですか。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	29ページ、3款民生費1項社会福祉費の出産祝金が60万減っておりますが、これは当初の、年度当初の予算化するとき比べて出産人数が減ったということで理解しているんですが、間違いはないですか。
議 長	坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健 福 祉 課 長	議員おっしゃるとおりです。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	森脇明美君。
森 脇 議 員	35ページの衛生費2項環境費のごみ収集事業なんですが、これ大した金額ではなくて30万なんですが、内容等、それから何名ぐらい増えたのかっていう利用者数をお尋ねします。
議 長	鳥枝住民サービス課長。
鳥 枝 住 民 サ ー ビ ス 課 長	30万円の増加につきまして、月平均が35万円の売り上げ、販売金額となっております。予算残額40万なので、残り2か月で70万になりますことから30万円増加させていたでているものでございます。
議 長	森脇明美君。
嘉 屋 議 員	何名とかいうそういうことではないんでしょうか。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 住 民 サ ー ビ ス 課 長	これは、ごみ袋の販売の金額で、購入する金額で、丸久さんとかそれと企業にお願いしたりとか、役場で販売した数となっております。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	嘉屋富公君。

嘉屋議員	28ページです。3款の民生費ですかね、ここで敬老金支援事業の方で、247万8千円の減額となっております。この理由を教えてください。
議長	坂本保健福祉課長。
坂本保健福祉課長	当初予算より人数が減って実数が確定したため補正減というところでございます。
議長	嘉屋富公君。
嘉屋議員	人数減と聞きました。これ何人分でしょうか。
議長	坂本課長。
坂本保健福祉課長	925人です。
議長	暫時休憩します。
	休憩 9時 49分
	再開 9時 50分
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 ここで渡邊総務課長の方に答弁が求められておりますのでお願いいたします。
議長	渡邊課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長	すみません、先程、嘉屋議員からの財産収入のところでご質問いただいた時に、面積を8,848㎡と申し上げたところですが、8,488㎡が正しい数字でございますので訂正させていただきます。すみませんでした。
議 長	訂正がありました。 他に質疑はありませんか。 栗本詠子君。
栗 本 議 員	43ページですが、9款教育費給食センター管理運営事業の中の賄費30万なんです、増額しています。 これについての理由を教えてください。
議 長	森本教育委員会事務局長。
森 本 教育委員会 事 務 局 長	現在、全体的に食材費が高騰しておりますので、30万円ほど増額させていただくということでございます。
議 長	栗本詠子君。
栗 本 議 員	生徒1食あたりはおいくらぐらいになるんでしょうか。
議 長	暫時休憩します。
休 憩 9 時 5 2 分	
再 開 9 時 5 3 分	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 他に質疑はありませんか。嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員

同じく43ページになります。下の方にですね、9款です。

4項の第3目、今回、文化会館の修繕費用というふうに言われて全部で280万組まれています。これを全部マイナスになっているのは、これは来年度に繰り越すということですか。それともこれでもう値段が落ちたということですか。

議 長

森本教育委員会事務局長。

森 本
教育委員会
事務局長

280万の内容といたしましては、委託料110万の減額については、これについては入札を行いまして入札減が出ましたので110万ほど減額をするということでございます。工事請負費文化会館改修工事につきましては、170万の減額ということでございますが、これは年度当初に照明工事について改修をするということであげておりましたが、6月議会で補正をいたしまして、照明工事を増額してやるということでこの当初の工事についてやらなくても済むということで減額をいたしました。

議 長

よろしいですね。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第8 議案第2号 令和4年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

これを議題とします。執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

議案第2号 令和4年度 和木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ788

万円を減額し、予算の総額を6億4,657万3千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容でございます。

それでは、2ページの、歳出からご説明いたします。

款1総務費は、決算見込みにより総務管理費を30万円減額するものでございます。

款2保険給付費は、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響を受け、療養諸費900万円減額、高額療養費100万円、及び出産育児諸費42万円を増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1国民健康保険料は、調定額の変動、決算見込みに伴いまして238万8千円を増額するものでございます。

款3県支出金は、歳出、保険給付費等の減額に伴い、県補助金を859万円減額するものでございます。

款5繰入金につきましては、決算見込みにより、他会計繰入金を31万1千円減額、財政調整基金繰入金を18万7千円増額するものでございます。

款7諸収入は、決算見込みにより、延滞金及び過料を11万2千円増額、雑入を166万6千円減額するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第9 議案第3号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第4号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括をして執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山下都市
建設課長

それでは、議案第3号及び議案第4号を一括してご説明いたします。

まず、議案第3号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ155万9千円を減額し、総額を9,438万8千円とすること、及び地方債補正でございます。

歳出からご説明いたします。10ページ、11ページをご覧ください。

款1総務費、簡易水道一般管理事業の公課費55万9千円の減額につきましては、消費税及び地方消費税が還付申告となったため減額するものでございます。

和木地区水道事業の需用費100万円の減額につきましては、水道の使用水量の減少に伴い、岩国市水道局へ支払う和木地区水道料金を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

使用料及び手数料の簡易水道使用料の90万円の減額につきましては、簡水地区の水道の使用水量の減少に伴うものでございます。一般会計繰入金は、今回の補正を調整するため293万4千円を増額いたします。

和木地区の上水道使用料は、水道の使用水量の減少に伴いまして200万円減額し、雑入の10万7千円を増額につきましては消費税の還付金でございます。

公営企業適用事業債は、事業費の確定に伴いまして170万円減額するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

第2表地方債補正は限度額400万円を230万円とするものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の説明となります。

次に、議案第4号令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,135万7千円を減額し、総額を3億7、645万7千円とすることと、繰越明許及び地方債補正でございます。

歳出からご説明いたします。10ページ、11ページをご覧ください。

款1総務費、下水道一般管理事業の公課費113万円の減額につきましては、消費税の確定申告に伴い減額するものでございます。

ポンプ場維持管理事業の職員手当の40万円の減額につきましては、和木ポンプ場の会計年度職員の時間外手当及び退職者による期末手当を減額するものでございます。委託料の400万円の減額につきましては、ポンプ場清掃及び汚泥搬出業務の落札差額及び清掃回数の減少による減額が100万円、汚泥搬出処理業務委託料の処理単価の入札減と決算見込みによる減額が300万円でございます。工事請負費の1,287万円の減額につきましては、和木ポンプ場雨水ポンプ整備工事の清算によるものでございます。

下水処理事業の下水処理負担金の減額につきましては、決算見込みにより、建設分1,528万2千円と事務分217万7千円を減額するものでございます。

大竹圧送管復旧事業の委託料38万5千円の減額につきましては、大竹圧送管改築事業が繰越事業となったため、既存管渠内の汚水搬出業務委託料を減額するものでございます。

公営企業適用事業の委託料の511万3千円の減額につきましては委託業務の落札差額を減額するもので、公営企業会計システム導入業務委託料が264万5千円、公営企業会計移行支援業務委託料が246万8千円でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをご覧ください。

使用料及び手数料の下水道使用料330万円の減額につきましては、下水道の使用水量の減少に伴い減額するものでございます。

一般会計繰入金は今回の補正を調整するため、102万7千円を減額するものでございます。

汚泥搬出処理負担金は、歳出の汚泥搬出処理業務委託料300万円の減額に伴い、大竹市から負担金の81%分243万円を減額するものでございます。

公共下水道事業債は、和木ポンプ場雨水ポンプ整備工事及び下水処理負担金建設分の減額等に伴いまして、2,940万円を減額するものでございます。

公営企業適用事業債は、事業費の確定に伴いまして520万円を減額するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

第2表 地方債補正は、公共下水道事業債の補正に伴い、限度額8,220万円を5,280万円とし、公営企業適用事業債の補正に伴い、限度額1,300万円を780万円とするものでございます。

すみません、先程ちょっと冒頭に繰越のことをちょっと言っ
てしまいましたけど、繰越についてはございません。

以上で、議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第3号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二君。

上田議員

歳入について伺いたいと思います。
9ページの1款1項1目の簡易水道料90万円の減と5款
の1項1目の和木地区水道使用料が200万円の減額となっ
ています。これ使用料の減額が理由ということだったんです

けれども両地区両方共水道使用料が減ったという要因としては世帯数が減ったのでそれに伴って使用料が減ったというふうに考えてよろしいですか。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 水道料金、水道の使用水量の減少ということになるんですけども、担当課といたしましては、人口減少や使用世帯の節水効果もあり使用水量が減少したものと考えております。

議長 長 よろしいですか。
他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

議長 長 議案第4号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 10時 10分

再開 10時 25分

議長 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 長 日程第11 議案第5号 令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第6号 令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上一括して執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

議案第5号及び議案第6号を一括してご説明いたします。

まず、議案第5号 令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,146万円を増額し、予算の総額を5億1,818万5千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが、主な内容でございます。

それでは、保険事業勘定の歳出、2ページからご説明いたします。

款2保険給付費は、決算見込みにより介護サービス等諸費を1,500万円、高額介護サービス等費を50万円、特定入所者介護サービス費を11万円それぞれ増額するものでございます。

款4基金積立金は、今回の補正の歳入歳出を調整いたしまして846万4千円を減額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款2国庫支出金は、交付申請額により国庫補助金を280万1千円増額するものでございます。

款3支払基金交付金につきましても、交付申請額により151万1千円を増額するものでございます。

款4県支出金のうち県負担金は、交付申請額に基づき199万2千円を増額、県補助金につきましても、交付申請額により45万円6千円を減額するものでございます。

款5繰入金は、決算見込みにより一般会計繰入金を129万8千円増額するものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ471万3千円減額し、予算の総額を9,561万1千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容でございます。

それでは、2ページの歳出からご説明いたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより471万3千円を減額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、調定額の変動、決算見込みに伴い388万5千円を減額するものでございます。

款2 繰入金は、広域連合納付金の確定に伴い、一般会計繰入金82万8千円を減額するものでございます。

以上で、議案第5号、第6号の説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

休憩 10時 29分

再開 10時 30分

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

坂本保健
福祉課長

先程、議案第5号の説明で、本議案の既定の歳入歳出の総額に、それぞれ714万6千円を増額が正解でありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

どうもすみませんでした。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第5号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二君。

上 田 議 員

ページ数12ページ、歳出の2款1項1目介護給付費、介護給付費が1,500万円の増額となっておりますけれども、この理由について教えていただきたいと思います。

議 長

坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

ただ今、上田議員より介護給付費1,500万円増額の理由ということでございますが、主な要因はですね、昨年の4月10日から介護報酬単価の改正が行われました。その絡みで介護保険の利用した場合のこちらの介護給付費も増えるということが主な要因と考えております。それとまあコロナでの利用控えから、だんだんコロナも落ち着いて利用するようになったのも一因ではないかと私共は理解しております。
以上です。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

理由が介護報酬の増加ということで理解いたしました。介護報酬低くてですね、介護される方も少ないんで、増加に伴うのはいいと思います。あと1つちょっと思ったんですけど、新型コロナとかで高齢者の方たちが出歩く機会も無くてそれで要介護認定で要支援とか要介護の方たちの認定度上がったのではないかという懸念もしてたんですけど、そういうことはなかったのでしょうか。

議 長

坂本課長。

令和5年第1回（3月）定例会

坂 本 保 健
福 祉 課 長

これにつきましてではですね、要介護認定が上がったのかと
いうことでございます。私、保健福祉課としましてはですね、
高齢者の健康は包括相談支援センターの方でフレイル予防等
一生懸命やっております。それは上がってない。恐らく現状
維持もしくは良くなったと理解しております。以上でござい
ます。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

民生委員の方とか包括支援センターもチェックもされてい
ると思うんで、またよろしくお願いしたいと思います。

議 長

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

続きまして、議案第6号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第13 議案第7号 和木町個人情報保護法施行条例
日程第14 議案第8号 和木町情報公開・個人情報保護審
査会条例

以上、2議案についてこれを議題とします。
議事進行上一括して執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第7号及び第8号について、一括してご説明いたしま
す。

まず、議案第7号 和木町個人情報保護法施行条例について

ご説明いたします。

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から全国共通のルールのもと、個人情報保護制度が運用されることとなり、全体の所管を個人情報保護委員会が担うこととなりました。

これにより、これまで独自に定めた条例により制度を運用してきた地方自治体は、法の規定により個人情報を保護することになるため、法の施行に関する条例を定める必要があることから、本条例を制定するものでございます。

本条例案は6つの条と附則で構成されており、第1条で条例の趣旨を、第2条で用語の規定をしております。

第3条で町の機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、必要な事項を町長に届け出る旨等、必要な手続きを定め、第4条では開示請求があった際の手数料は無料であることを定めております。第5条で個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聴く必要があるとき「和木町情報公開・個人情報保護審査会」に諮問することができる旨を規定し、第6条では、条例の施行に関して規則に委任する旨を規定しております。

附則第1条にて、この条例は令和5年4月1日から施行することとしており、附則第2条で旧条例である和木町個人情報保護条例を廃止することを規定しております。

附則第3条では、経過措置を定めており、町の職員である者等はこの条例の施行前において、廃止前の和木町個人情報保護条例の規定による、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例によること等を定めております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号「和木町情報公開・個人情報保護審査会条例」についてご説明いたします。

本議案は、令和3年5月19日に公布された、デジタル社会

の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律を踏まえ、和木町情報公開・個人情報保護審査会の設置や組織等について定めるため、条例の制定をするとともに、所要の改正をするものです。

本条例案は8つの条と附則で構成されており、第1条で条例の趣旨を、第2条で用語の規定をしております。

第3条では、審査会の掌握事務について規定しており、審査会は個人情報の保護に関する法律、和木町情報公開条例、和木町議会の個人情報の保護に関する条例、それぞれで規定する諮問に応じ審査請求について調査審議すること等を定めております。

第4条では、審査会の組織と委員について規定しており、審査会は5人以内の委員で組織し、委員は学識経験を有する者のうちから町長が任命し、その任期は2年と定めています。

第5条では、委員の守秘義務について規定しています。

第6条は、審査会は、必要があると認めるときは、審査会に意見を求めた実施機関及び議会に対し、審査請求のあった開示決定等に係る行政文書又は個人情報の提示を求めることができる旨を定めています。

第7条では、審査会の行う不服申立に係る調査及び審議の手続は、公開しないことを定めています。

第8条では、審査会の組織及び運営に関する必要な事項は町長が別に定める旨を定めています。

附則第1条において、この条例は令和5年4月1日から施行することとしており、附則第2条で、和木町情報公開条例の文言を改正しております。附則第3条、第4条では必要な経過措置を定めております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。

議長 議案第7号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第8号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 第4条に、審査会は5人以内の委員をもって組織するとありますが、この審査会もうメンバーがお決まりになってるんでしょうか、お伺いします。

議 長 渡邊課長。

渡邊企画
総務課長 はい、まだ現在のところ委員は決まっておりません。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 ということは、いつ頃お決めになるんでしょうか。

議 長 渡邊課長。

渡邊企画
総務課長 審査会を開く前までに決まっておれば特に問題ございませんので議決をいただいてこの後ということになります。

議 長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

令和5年第1回（3月）定例会

議 長	日程第15 議案第9号 和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	議案第9号 和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。 本議案は、労働安全衛生法に基づき、令和5年度より和木小学校及び和木中学校教職員を対象としてストレスチェックを実施するにあたり、個別の面接指導の実施や職場の労働環境の維持管理等を行う学校産業医に、町内医療法人木村医院 木村俊之医師を委嘱予定であり、その報酬を支払う必要があるため、条例の別表に項目を追加するものでございます。 なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしています。 以上で、議案第9号の説明を終わります。
議 長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第16 議案第10号 和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	議案第10号 和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、和木町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例についても、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。公の施設の指定管理者等はこの条例の第6条で、「和木町個人情報保護条例第10条の規定を遵守し」となっていますが、個人情報の保護に関する法律が改正され、和木町個人情報保護条例は廃止されることから、この部分を「個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項」に改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案10号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第17 議案第11号 和木町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第11号 和木町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例について、ご説明いたします。

本議案は、石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として充当する施設の整備にあたり、多額の事業費を要し、計画的に複数年にわたって同交付金を基金に積み立てる必要がある事業を実施するため、和木町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金を設置することに関して必要な事項を定めるために提案させてい

ただくものでございます。

本条例案は7つの条と附則で構成されており、第1条で基金設置の趣旨を、第3条と第4条で管理方法と運用益の処理方法を、第5条で繰替運用の禁止、第6条では、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に掲げる目的・要件に該当する場合に限り基金を処分できることを定めています。

附則では、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

議 長	本案に対する、質疑を許します。 質疑はありませんか。 上田丈二君。
-----	---

上 田 議 員	この和木町石油貯蔵施設立地対策等交付金条例なんですけど、先程総務課長がおっしゃったように、利用する目的があるために設置することになっているということですけども、この設置するために利用する目的という、こういったものに使うためのものなんでしょうか。
---------	--

議 長	渡邊企画総務課長。
-----	-----------

渡 邊 企 画 総 務 課 長	先程申し上げましたように、複数年度に渡って基金を積み立てることが必要な多額の財源を要する事業、本町の場合ですと今まで主には道路、都市公園、消防に関する施設、こういったところに使ってまいりましたが、だいたい単年でできることに充当してきておりました。今回は2年ないし3年以上基金を積み立てて実施する、事業費でいきますと1億円近くの事業費が必要な事業、こういったものに基金を積み立てて充当したいということで基金条例の提案でございます。
--------------------	--

議 長	上田丈二君。
-----	--------

上 田 議 員	今のところはっきりした利用する目的とか、そういったものは決まってないんでしょうか。
議 長	暫時休憩します。
	休 憩 1 0 時 5 1 分
	再 開 1 0 時 5 9 分
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第18 議案第12号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 日程第19 議案第13号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 日程第20 議案第14号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 以上、3議案についてこれを議題とします。 議事進行上、一括して執行の説明を求めます。 森本教育委員会事務局長。

森 本
教育委員会
事務局 長

議案第12号、13号、14号を一括してご説明いたします。

まず、議案第12号ですが、和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、子どもが巻き込まれる事故の多発や感染症まん延時の業務継続の課題等を受け、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い行うものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。見ていただいたらと。

第6条の2で、安全計画の策定等を新設するものです。内容といたしましては、利用者の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、職員、保護者に周知し、計画の見直しを定期的にするものです。

第6条の3で、自動車を運行する場合の所在の確認を新設するものです。内容といたしましては、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の所在を確認しなければならないものとするものです。

第14条の2で、業務継続計画の策定等を新設するものです。内容といたしましては、感染症や非常災害の発生時における業務継続・再開を図るための計画、業務継続計画を策定するものです。

なお、この改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号 和木町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の省令が改正されたことに伴い改正するものですが、本町には該当する施設がございません。施設が開業した時のために条例を整備するものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

第7条の2に安全計画等を新設するものです。内容といたし

ましては、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し職員、保護者に周知し計画の見直しを定期的に行うものです。

第7条の3に「自動車を運行する場合の所在の確認」を新設するものです。内容といたしましては、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する時は、乳幼児の所在を確認し、送迎を目的とした場合でも運行時に所在の確認を行うものです。

第10条は、「設置するときは、」の次に、「その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書きを削ります。

第14条の2項では「必要な措置を講ずる」を職員に対し、感染症、食中毒の予防及びまん延予防のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するものに改めるものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、親権者による子どもへの懲戒権の規定を削除するなどの民法の改正が行われたため改正するものでございます。

改正内容にいたしましては、民法が改正され、懲戒権の規定が削除されたことにより、第26条の規定する「懲戒」の権限の濫用禁止規定を削除するものです。

以上で、議案第12号、13号、14号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第12号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	議案第13号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	議案第14号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第21 議案第15号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 坂本保健福祉課長。
坂本保健福祉課長		議案第15号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 本議案は、健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴い改正するもので、出産育児一時金の変更、保険料の賦課限度額等が変更されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。 それでは新旧対照表でご説明いたします。 1ページをご覧ください。 第5条第1項では、出産育児一時金を40万8千円から48万8千円に変更するものでございます。 第10条の10の10では、後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に変更するものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

第13条の2低所得者の保険料の減額においては、第2号で低所得者の保険料の5割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に変更し、第3号では低所得者の保険料の2割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5千円に変更するものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

第14条の7第2項では、特例対象被保険者等に係る届出に雇用保険受給資格通知を追加するものでございます。

第15条第1号では、財産管理の方法を山口東農業協同組合和木支所から、山口県農業協同組合和木支所に変更するものでございます。

なお、この改正の施行期日は、令和5年4月1日となっております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第22 議案第16号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
山下都市建設課長。

山下都市建設課長 議案第16号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
本議案は、企業等から徴収するし尿処理手数料単価を改正す

るものでございます。

具体的な改正内容でございますが、当町から排出されるし尿は大竹市のし尿処理施設で処理をおこなっており、これまで手数料単価については、「前年度分精算に基づき当該年度に和木町が大竹市に支払うし尿処理単価」と定めていたことから、排出者への手数料請求が、大竹市の決算確定後の7月以降にしか出来ない状況でございました。

そこで、年度当初から適正に事務処理を実施するため、処理単価を「1リットルにつき 9円」と固定することといたしました。なお、この単価については令和2年度から令和4年度の3ヶ年の平均単価としております。

ご参考までですが、大竹市においても処理単価については固定となっております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第23 議案第17号 和木町簡易水道条例の一部を
改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
山下都市建設課長。

山 下 都 市 議案第17号 和木町簡易水道条例の一部を改正する条例
建 設 課 長 についてご説明申し上げます。

当町の和木地区を給水区域としております岩国市水道の料金改定に合わせ、今回簡易水道使用料を改正し、町内における水道料金を統一するものでございます。

具体的な改正内容ですが、町民の皆様の生活に最も影響する

令和5年第1回（3月）定例会

一般家庭用を例にあげますと、2ヶ月で口径20mmで40m³使用した場合、これまでの3,630円から4,620円となり、金額で990円の増額となります。

これらを含む平均改定率は、約26%となる見込みでございます。

この改正は、町民の皆様への周知を図るために、令和5年7月1日の施行とし、令和5年度3期分の7、8月分の使用料からの適用となります。

ご参考までですが、岩国市においては、令和4年12月定例議会において、水道使用料改定議案が可決されており、令和5年度7月1日から施行される予定でございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
嘉屋富公君。

嘉屋議員

一点だけ質問させていただきます。
この値上げに関することに対しては別になんですけど、一般家庭による給水管のこの径っていうのは、これは古い家から新宅の家まであるんですけど、これはある程度分かる訳ですか。

議長

山下課長。

山下都市
建設課長

一般的にですね、口径を決めるということによろしいですか。一般家庭の水道の口径を決めるということによろしいですか。

一般的にはですね、世帯の給水、まあ簡単に言えば蛇口の数ですよね、数において一定の規定がございます。单身、少ない人数の少ない、蛇口の少ない世帯であれば13mmでいい。通常は20mm、一般家庭であれば20mmを使用することが圧倒的に多い現状でございます。

議	長	他に質疑がありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第24 議案第18号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		議案第18号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定についてご説明いたします。 本議案は、公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。 大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定締結の一部を変更する協定の概要といたしましては、本事業は2カ年事業で計画しておりますが、工事完成期限を当初の令和6年3月31日から令和7年3月31日に延伸するもので、その他、工事場所、協定費用等の変更はございません。 延伸の理由といたしましては、委託先である日本下水道事業団が実施した入札において落札者がなく、繰越事業となったためでございます。 以上で議案第18号の説明を終わります。
議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）

令和5年第1回（3月）定例会

議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第25
議	長	暫時休憩します。
		休 憩 1 1 時 2 0 分
		再 開 1 1 時 2 8 分
議	長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議	長	日程第25 町長の施政方針を議題とします。 施政方針の説明を求めます。 米本町長。
米 本 町 長		それでは、令和5年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに先立ち、私の施政方針と予算案の概要について申し述べさせていただきます。 始めに、令和4年度の状況でございますが、コロナ禍は3年目を迎え、未だ収束を迎えたとは言えない状況ながら、ワクチン接種をはじめ、医療従事者、保健関係者の皆様のご尽力により、徐々に社会情勢も正常化が進みつつあるものと前向きに捉えております。一方で、長期化するウクライナ情勢などによる燃料や穀物価格の上昇の影響から、物価高騰が進んでおります。本町におきましても、大変心苦しいことではございますが、簡易水道、上下水道の使用料の引上げをせざるを得ないなど、私たちの日常生活にも大きな影響が及んでおり、依然として先行きは不透明となっております。 現在、開会中の通常国会において、昨年12月23日に閣議決定された政府案を基に、令和5年度予算案が衆議院を通過し

たところであります。ポイントとして「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算」が掲げられており、先ほど申し上げた新型コロナウイルスや物価高騰対策に加え、DX、デジタルトランスフォーメーション、GX、グリーントランスフォーメーションの推進やこども政策の充実のための予算であるものと承知をしております。

まず初めに、本町の令和4年度の財政状況を申し上げますと、町税の歳入につきましては、法人税が大幅に増えたことにより、16億8千万円程度となり、令和3年度に比べ約3億円の増収となる見込みでございます。

また、懸案となっておりました米軍再編交付金の後継交付金につきましても、新たに米空母艦載機部隊配備特別交付金が創設されました。令和4年度には、約2億5千万円が交付され、昨年の6月議会で審議いただいた補正予算成立により、各種事業を進めることができたところでございます。

歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ワクチン接種関連事業の実施や、地方創生臨時交付金などを活用して感染防止策、経済活性化策等の施策を実施しました一方、昨年度に引き続き中止を余儀なくされた事業も多くございました。

さて、令和5年度でございます。本町は、いよいよ町制施行50周年の記念すべき年を迎えます。和木町を表現した可愛いロゴマークとともに、「笑顔つなぐ つなげる、和木のころ・未来。」のキャッチフレーズの下、多くの記念事業を予定しており、11月11日には、文化会館において、記念式典の開催も予定しております。具体的な内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、町制施行50周年を皆様と共に祝いする行事が滞りなく実施できますよう、ご支援、ご協力をお願い申し上げる次第です。

それでは、令和5年度和木町当初予算案について、具体的に説明してまいります。

まず、令和5年度予算案の規模でございますが、一般会計は、

41億6,131万9千円となっており、令和4年度当初予算と比較して、4億1,205万円、11%の増額となっております。これは、米空母艦載機部隊配備特別交付金事業分の増額に加え、町制施行50周年記念事業費の計上や、人件費・光熱水費の増加などがその要因となっております。

また、特別会計を含めた予算総額では、58億7,504万2千円となり、4億994万2千円、7.5%の増額となっております。

それでは、歳出予算から、和木町第5次総合計画の4つの重点施策に沿ってご説明させていただきます。

最初に、1つ目の重点施策、元気な子どもを育む支援ですが、未来の和木町を担う人材を町ぐるみで育成するため、乳幼児から高校生も含めた子ども支援を統一的に捉え、子育て支援を推進してまいります。

まず、出産祝金支給事業を拡充し、第1子の出生から3万円のお祝い金をお渡しすることといたします。これにより、第1子及び第2子は3万円、第3子以降5万円となります。さらに、国庫補助事業として令和4年度途中から実施しております、出産・子育て応援交付金事業として、妊娠時及び出産時の訪問相談に併せ、それぞれ5万円を支給する予算を計上しております。

健やか安心基金を活用した医療費助成制度では、令和3年度から対象を高校生まで拡充して医療費の無料化を実施しておりますが、乳児健康診査回数や妊婦健康診査における超音波検査回数の拡充、妊婦歯科検診の全額助成につきましても引き続き計上しております。

また、予防接種事業では、継続事業として、おたふくかぜの予防接種費用の半額助成の経費を計上しており、インフルエンザワクチンの接種につきましては、中学2年生までのお子様には半額助成を、高校及び大学の受験年齢に当たります中学3年生及び高校3年生には、全額助成を行ってまいります。

さらに、全国で先駆けて実施している和木町の特長でもございます給食費の無料化はもちろん継続いたしますが、仕入価格

の高騰から、園小中それぞれ1食当たりの賄材料単価を引き上げることとしており、引き続き、おいしく栄養価の高い給食を提供してまいります。

町制施行50周年に関連した事業といたしましては、親子で参加する催し物として、体操イベントや講演会の開催を計画しており、また、美術館と文化会館において例年実施しております、夏休みのお子さま向けイベントは、開催回数を増やして実施する予算を計上しております。

2つ目の、こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実ですが、本町には、充実した保育、教育環境を誇るこども園、小学校、中学校が整備されており、同年代の全ての子ども達が、同じ学び舎で10年余りを共に過ごすことができます。

この特長を生かし、園児、児童、生徒、教職員の交流事業などで連携を深め、一層の充実を図ってまいります。

幼少期からグローバルな感覚を養い、国際的に活躍できる人材の育成を目指し、こども園等への国際交流支援員並びに小中学校へのALTの配置についての予算を計上しており、中学生等の海外派遣、イングリッシュキャンプへの参加や高校生語学留学の助成についても、予算を計上しております。

なお、海外派遣事業につきましては、コロナ禍により過去3年実施できませんでしたが、この間参加が叶わなかった学生も参加できるよう、引き続き募集人数の枠を拡大した予算としております。英検、漢検、TOEICなどの各種検定料の全額助成につきましては継続し、小中学生・高校生のみならず、全ての町民の皆様を対象としておりますのでリ・スキリング、再び技能を習得することの一助としてもご活用いただければ幸いです。

町制施行50周年事業の一環といたしましては、小中学生を対象としたイングリッシュスポーツキャンプや中学校部活動の民間移行を見据えたスポーツイベントの開催予算を計上しております。また、本町の特色でもあります教師の日において、特別講演を開催するための事業費も計上しておるところでございます。

次に、3つ目の、町民の元気を保つ、健康づくりの支援でございます。

まず、新型コロナワクチン接種に関する予算を引き続き計上しておりますが、不確定な部分も多く、今後、国、県の動向を踏まえ、実施方法を含めて、柔軟に対応してまいるところでございます。

各種がん検診につきましては、これまでどおり自己負担なしで受診いただけるよう予算を計上しております。このため、本町は、県内でもトップクラスの高い受診率を誇っておりますが、皆様には引き続き早期発見、早期治療につながるよう、年に1度は検診を受けていただきますよう、お願いを申し上げます。

また、新たな事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始します。山口県栄養士会と協力して、高齢者への健康、栄養相談などを実施し、フレイル予防に努めてまいります。

和木学園構想事業の一つとして、地域支援センターを中心に実施しております、あしゆび体操、あいうべ体操、あるこう運動の3つのあ元気プロジェクトは、引き続き推進して行き、町民の皆様の運動機能や免疫力アップを図ってまいります。令和5年度は、ご指導頂いております先生により、小中学校においての講演会も予定をしております。

また、県内で先駆けて実施したウイッグ等のがん患者医療用補正具購入費助成制度も引き続き計上をしております。

4つ目の防災・防犯体制の充実では、ハード、ソフト両面から、災害に強いまちを目指してまいります。

まずは、3年に1度開催しております総合防災訓練の予算を計上しており、和木中学校グラウンドをメイン会場として、町内各地区からの避難訓練や防災講話などを行う予定としております。また、自主防災組織の活動に必要な防災資機材の購入に対する助成として、自主防災組織活性化事業補助金は、引き続き計上をしております。防災情報の伝達手段といたしましては、防災行政無線に加え、スマートフォン向けアプリやテレホ

ンサービスを整備しております。また、防災メールや気象観測システムも運用しており、保守経費等の関連予算を計上しております。

消防団活動では、11月に東京で開催されます全国女性消防操法大会への出場経費を計上しております。日々積み重ねてこられた訓練の成果を存分に発揮し、必ずや優勝旗を持って凱旋されることを期待をしております。

その他、ハード事業といたしましては、装束雨水ポンプ場改修工事負担金や大谷川護岸整備工事などの自然災害防止対策事業の予算を計上しております。

防災面の施策では、防犯カメラを町内各所に設置しておりますとともに、家庭用防犯カメラの設置費に対する補助金も引き続き計上しており、さらに安心、安全なまち作りを進めて参りたいと思っております。

また、消費者行政につきましては、消費生活相談員の配置や通話記録機能付き電話機の貸し出しなどにより、詐欺などの消費者被害の防止に引き続き取り組んでまいります。

次に、町制施行50周年記念の関連事業について説明させていただきます。

まず、冒頭でも申し上げましたが、記念式典は、11月11日に文化会館にて、多くのご来賓をお招きし開催をいたします。

その他の文化会館でのイベントとしては、記念講演会やNHKラジオ番組の公開収録、文化協会の皆様にご尽力いただきWAKIコンサートでのベートーヴェンの「第九・歓喜の歌」の合唱を予定しております。また、高齢者の方を対象としたものとして、敬老会補助金を増額しておりますとともに、歌謡コンサートなどの開催も予定をしておるところでございます。

その他、和木美術館での和木町50年の歴史を振り返るギャラリー展の開催や、町民の皆様からフラワーフレンズを募集し、式典会場やその周辺を彩るお花を育てていただくことも計画をしております。

夏休み期間中には、何十年ぶりとなります「和木町盆踊り大会」を復活開催することといたしました。多くの町民の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げますとともに、楽しみにお待ちいただきたいと思っております。

蜂ヶ峯総合公園では、地域おこし協力隊の村井隊員の企画したイベントの開催経費やスケートボードなどアーバンスポーツの体験イベントの予算を盛り込んでおります。また、大竹・和木川まつり花火大会や商工会に飾り付けていただいておりますクリスマスイルミネーションの補助金も増額して計上しているところでございます。

さらに、旅行ガイドブック「るるぶ」の和木町版を制作する予算を計上しており、全世帯に配布するとともに、近隣の商業施設へも設置することで、50周年を迎えた和木町の魅力を発信してまいります。なお、自治体の特別編集版としては、山口県内初になるとのことでございます。

その他にも、新しく公募しましたデザインマンホールの設置やマンホールカードの配布、町勢要覧の作成、庁舎や和木駅への懸垂幕等の掲示、出生証明証や婚姻記念証の発行など、様々な場面で町制施行50周年をPRし、町民の皆様とともに祝いし、和木町の益々の発展に繋げてまいりたいと考えております。

その他の事業といたしましては、旭ヶ丘団地及び緑ヶ丘団地第1棟南側の老朽化住宅の解体工事の予算を計上しております。なお、緑ヶ丘団地の内、1棟につきましては、大変大きな費用が掛かるアスベスト除却工事も併せて実施致します。

また、米空母艦載機部隊配備特別交付金については、コミュニティセンターと中学校体育館の外壁改修、文化会館の空調及び舞台設備の改修、最終処分場水処理施設の改修、簡易水道設備の更新事業等に充当する予定でございます。

次に、石油貯蔵施設立地対策等補助金につきましては、町道改良工事と庭球場のオムニコート化や照明器具など、全面改修に向けて基金積立を行うこととしております。

最後に、公債費につきましては、4億8,931万2千円で、

令和4年度と比較して3,938万7千円、7.4%の減額となっており、令和5年度末の一般会計における地方債残高は、47億9,181万7千円となる見込みでございます。

続きまして、歳入予算の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、町税の個人町民税ですが、2億7,770万8千円で令和4年度と比較して403万3千円、1.4%の減額、法人町民税におきましても4,987万円で、462万8千円、8.5%の減額を見込んでおります。

次に、固定資産税ですが、9億7,370万8千円で1,940万2千円、2%の減額となり、町税全体では13億4,268万2千円で、2,442万9千円の減額となる見込みでございます。

その他の交付金につきましては、地方譲与税など5項目は減額、地方消費税交付金など4項目は増額となると見込んでおり、合計で1,089万5千円の増額としております。

地方交付税につきましては、6億4,000万円、令和4年度と比較して、1億円、13.5%減額の見込みとしております。これにつきましては、普通交付税の算定にあたり、令和4年度の法人税収が大幅に増加したことから基準財政収入額を増額算定としたため、減額となったものです。

国庫支出金につきましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金を計上したことなどから、5億2,052万2千円、対前年度2億1,930万8千円、72.8%の大幅増額としております。また、県支出金につきましても、石油貯蔵施設立地対策等補助金の計上により、2億1,016万9千円、対前年度3,047万5千円、17.0%の増額となっております。

繰入金の内、地域振興事業助成基金から2,649万7千円を繰り入れることとしており、町制施行50周年関連事業の財源とするため、1,636万円増額しております。また、新設いたしました公共施設等総合管理基金からは、927万2千円の繰入れを予定しております。

来年度の財政調整基金の取り崩しは、4億5,879万3千円を計上しており、令和4年度から2億725万5千円の増額となっております。先ほど申し上げましたとおり、普通交付税が減額算定となった一方、法人税収を引き続き大変厳しく見込んだことが大幅な増額の要因となっております。なお、令和5年度末の財政調整基金残高は、約13億円となる見込みでございます。

町債は1億4,080万円で、令和4年度と比較して1,410万円の減額としております。主な減額の要因は、臨時財政対策債発行見込額の減額でございます。

結びにあたり、私たちのふるさと和木町は、これまでも諸先輩方のご尽力により、小さいながらも他に誇れる素晴らしい町でございます。私は、町長就任以来、良いところをより良く、時代の変化により不足していると思われる部分は補うことができるよう、町政を進めてまいりました。しかしながら、コロナ禍の影響もあり、日本国全体として人口や出生数が低下しており、本町においても同様に難しい局面を迎えていると感じております。

こうした中、繰り返しのご案内しておりますとおり、令和5年度は町制施行50周年を迎えます。「笑顔つなぐ つなげる、和木のこころ・未来。」のキャッチフレーズのとおりに、未来の世代に笑顔あふれる和木町の魅力をつないでいくことが、私たちが果たすべき役割ではないかと思えます。この節目の年を新たなスタートとして、より住みやすく、そして住み続けたいと思っただけの町づくりを推進してまいります。来年度は初頭から県議会選挙・衆議院補欠選挙・町議会議員選挙と続き、多くの50周年関連事業に加え、大型修繕工事もあり、金銭面のみならず職員の作業量も大きく増大することが見込まれております。

そのような厳しい予想ではございますが、次の50年、さらにその先へと和木町がますます発展してまいりますよう、職員一人ひとりが真剣に考え、取組み、互いに協力し、「緑の風薫る文化のまち和木町」の将来像に向かって町政を推進してまい

令和5年第1回（3月）定例会

ります。議会の皆様方、町民の皆様方にも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和5年度施政方針、並びに予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました令和5年度予算案並びに諸議案について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。私の施政方針及び新年度予算案の概要説明とさせていただきます。

議長　　ここで暫時休憩します。

休　　憩　　11時　56分

再　　開　　12時　00分

議長　　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長　　日程第26　教育行政施政方針を議題とします。
施政方針の説明を求めます。
重岡教育長。

重岡教育長　　議会の初日に当たり、令和5年度の教育行政の主な概要についてご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルスの国内の感染状況は、落ち着きつつありますが、本町においてはまだまだ油断できない日々が続いております。

園や学校等においては、マスクの着用の在り方や感染症分類の2類から5類に移行後の生活等について、緩みすぎず・恐れすぎずに保育活動や教育活動が展開できるよう、今からしっかりと準備をしておきたいと考えております。

さて、現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の英語の頭文字を取ってブーカの時代とも言われております。

このようなブーカの時代においては、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点から、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることが求められております。

これは、国の第4期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方にも示され、本年4月から施行される基本となる計画となりますので、プリント資料として皆様方にもお配りをさせていただきました。

コンセプトや方針には、誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出すための教育の実現に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、学習者主体の学び等の充実を図り、調和と協調ある日本発のウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、多様な個人のウェルビーイングの実現をめざすことなどが掲げられております。また、共生社会の実現・地域コミュニティの再構築に向けて、個人と社会のウェルビーイングの実現をつなぐ学校や社会教育施設の役割・機能も重視されております。

このように、多様なウェルビーイングの実現を図り、地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要です。そこでは、地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていき、社会総掛かりでの取組を進めていかなければなりません。

国の次期教育振興基本計画を見ていると、和木町教育の「町ぐるみ和木学園」の全体構想と大いに重なるものであると感じております。

現在、第3次和木町教育振興基本計画に基づき、教育目標に「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づく

り」を掲げて教育行政を進めてまいりました。来年度は、5カ年計画の3年目という中間の年になりますが、正直なところ、和木町教育振興基本計画の前半は、新型コロナウイルス感染症の予防や対策に追われることが多く、予定していた事業を中止したり、規模を縮小したりしたものも少なくはありません。

そのようなコロナ禍ではありましたが、こども園や小中学校では、日々、感染症対策に追われながらも、子どもたちの学びを止めない工夫をしてまいりました。

毎年のように研究指定を受け、子どもたちを中心にした研究の実践・取組は、多くの成果をあげてまいりました。大事なことは、発表をしたら終わりとならないようにすることだと思っております。成果の部分はさらに充実させ、課題として残っている部分があれば解決・改善の努力をしなければなりません。

そこで、来年度は、園や小中学校がこれまでに取り組んできた活動や取組、研究について、目の前の子どもたちとじっくり向き合い、園小中一貫コミュニティ・スクールの視点から、教職員全員で検証をしたいと考えております。

あわせて、「第3次和木町教育振興基本計画」全体についても、国や県の教育振興基本計画を参考にし、フォアキャスティングとバックキャスティングの両方向からのアプローチでPDCAサイクルのC、チェックに重点を置いて検証をし、次のA、アクションが起こせるよう改善方法等を探ります。

コロナ禍で子どもたちの生活が大きく変わってきており、学校・家庭・地域の適切な連携の在り方についても、今一度、見直しをする必要があると考えております。地域社会全体で子どもの育ちや学びを支えていくことは極めて重要であり、社会に開かれた教育課程の実現に向けて検証し、実効性のある取組ができるようにしてまいります。

そこでは、人権教育や特別支援教育、健康教育等の生涯学習社会構築の基盤となる内容を常に意識し、一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの概念を踏まえた上で、きめ細やかな取組となるようにしなければなりません。

学校教育と社会教育が連携した「町ぐるみ和木学園」は県内外からも注目されているところですが、さらに、多様な主体が連携・協働し、次世代の社会の担い手としての成長を支えていく生涯教育を推進してまいります。

特に、本町は、本年4月1日に「町制施行50周年」を迎えます。来年度は、様々なイベントや行事も企画しておりますので、これを契機に、町ぐるみ和木学園の仕組みについても、**Society5.0**という超スマート社会や**SDGs**と呼ばれる持続可能な開発目標を意識して改善を図り、各種の事業を展開することが重要になると考えます。

また、学校や文化会館、コミュニティセンターなどの施設や設備の工事・改修も実施する予定としております。安心・安全、快適で、末永く活用していただけるような施設・設備となるまで、しばらくのご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びになりますが、「緑の風薫る文化のまち和木町」の実現に向け、関係部局や関係機関・団体と連携し、和木町の機動力ある特性を生かして、特色と活力ある教育行政を展開するために全力を尽くしてまいりたいと思います。

議員の皆様方には、様々な教育改革が進む中、教育環境の整備や教育内容の充実に対しまして、お力添えをいただき感謝しております。

今後とも教育行政へのご理解・ご協力、並びにご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、教育行政施政方針といたします。

貴重な時間、ありがとうございました。

議

長

日程第27 議案第19号 令和5年度和木町一般会計予算

日程第28 議案第20号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計予算

日程第29 議案第21号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計予算

日程第30 議案第22号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計予算

日程第31 議案第23号 令和5年度和木町介護保険特別会計予算

日程第32 議案第24号 令和5年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

以上6議案と町長の施政方針及び教育行政施政方針を議案説明にかえ、議事進行上、一括して議題とします。

議長 直ちに質疑に入ります。

議長 町長施政方針及び教育行政施政方針並びに議案第19号から議案第24号までの6議案について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

議長 おはかりします。

議案第19号から議案第24号までの6議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議案第19号から議案第24号までの6議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

議長

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 12時 13分

再 開 12時 16分

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

議長

休憩中に行われました委員会において、委員長に上田丈二君、副委員長に上岡富士夫君が選任されましたのでご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までにその結果を議長に報告していただきますようお願いいたします

議長

日程第33 議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第34 議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

以上2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第25号、及び議案第26号について一括してご説明いたします。

議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてご説明いたします。

本議案は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこ

れに伴う規約を変更することに関して、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、周陽環境整備組合の解散に伴い、令和5年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させ、また、令和5年4月1日より、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に、宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加えるとともに、行政不服審査会事務を共同処理する団体に萩市を加えるため、別表第1及び別表第2を改正するものでございます。

なお、この規約の変更は、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第25号の説明を終わります。

続いて、議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分についてご説明いたします。

本議案は、周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

周陽環境整備組合に帰属させる財産は、当該組合が、山口県市町総合事務組合に納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則第6条に規定する額を加算した額との差額になります。

以上で議案第26号の説明を終わります。

議

長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第25号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

議案第26号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議

長

異議なしと認めます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 12時 21分